

品川区母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱

制定 平成20年 4月 1日区長決定
要綱第 57号

改正 平成21年 3月31日要綱第326号

改正 平成24年 3月19日部長決定要綱第63号

改正 平成25年 4月 1日要綱第95号

改正 平成26年 4月 1日要綱第67号

改正 平成26年12月18日要綱第166号

改正 平成27年 3月16日要綱第243号

改正 平成31年 1月31日要綱第126号

改正 令和 2年 4月 1日要綱第25号

改正 令和 3年 6月24日要綱第199号

改正 令和 6年 9月18日要綱第352号

改正 令和 7年 4月 1日要綱第69号

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の自立を促進するため、母子・父子就労相談員（厚生労働省の定める母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱に規定する母子・父子自立支援プログラム策定員をいう。以下「就労相談員」という。）を設置し、個々のひとり親家庭の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）を策定することにより、ひとり親家庭に対し、きめ細やかで継続的な自立・就労の支援を実施することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、品川区に住所を有する者であって、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）および「離婚前後親支援事業の実施について」（令和6年3月29日こ支家第198号こども家庭庁支援局長通知）に基づく支援を受けている者等離婚前からこの事業による支援が必要な者（以下「ひとり親家庭等の親」という。）であること。ただし、生活保護受給者については、対象としないものとする。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力を受けた被害者であって、将来においてひとり親家庭等の親となることが見込まれる者であると区長が認めること。

(就労相談員について)

第3条 就労相談員は、次の要件のいずれも満たす者のうちから、総合的に勘案して選定することとする。

(1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）の職員 OB や企業の人事担当部局経験者等就業に関する相談の知識・経験がある者

(2) 母子福祉に関して理解と熱意を有し、対象者の自立支援のために積極的な活動を行うことができると思われる者

2 就労相談員は、ひとり親家庭等の親の利便性等に配慮し、子ども家庭支援センターに配置する。

3 就労相談員は、区が非常勤職員として任用し、または区と委託契約を締結する。

（事業の周知、勧誘）

第 4 条 子ども家庭支援センター長は、離婚届の提出時、児童扶養手当の申請時等あらゆる機会を捉え、リーフレット等により本事業を周知する。

（面接の実施）

第 5 条 子ども家庭支援センター長は、第 2 条の規定に該当する者に対し、意向を十分確認したうえで、「母子・父子自立支援プログラム策定・就業支援申込書」（別紙様式 1。以下「策定申込書」という。）による申込を受け、申込をした者（以下「相談者」という。）に対して、順次個別に就労相談員による面接を実施する。

（プログラムの整備）

第 6 条 この事業を実施するに当たって、次の内容を明確に記載できるプログラムの様式（別紙様式 2）を定める。ただし、本人のプライバシーに深く立ち入る内容の記載欄は設けない。

(1) 生活、子育て、健康、収入、就労の状況等本人の現在の状況を理解するために必要な事項

(2) 本人の自立・就労を阻害している要因および課題

(3) 自立・就労の阻害要因を克服するための支援方策の内容

(4) 自立目標

(5) 支援方策実施後の経過、自立・就労の進捗状況、支援内容等に対する評価

(6) 就労相談員の見解、就労相談員が本人に対して行った指導、助言、対応等の内容

（プログラムの策定等）

第 7 条 きめ細やかで継続的な自立・就労の支援を実施するため、相談者ごとにプログラムを策定する。

2 相談者の意向、意欲等を十分考慮したうえで、プログラムを策定し、自立・就労支援を実施する。その際、他の就労支援策の活用についても十分な説明や助言等を行うこととする。

3 就労相談員は、策定したプログラムを必ず子ども家庭支援センター長に報告しなければならない。

（関係機関等との連携および連絡調整）

第 8 条 就労相談員は、その職務を行うに当たって、関係機関や関係窓口との連携、情報交換、連絡調整等を密に図るよう努めるとともに、相談者に対し必要な説明や情報提供を十分に行う。

2 関係機関および関係窓口は、安定所、都能力開発主管部局、その他関係部局およびケースワーカー、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員、母子・父子寡婦福祉団体、NPO 法人、母子家庭等就労・自立支援センター等とする。

3 本事業による支援が必要と思われる相談者については関係機関および関係窓口から就労相談員に引き継ぎ、またはリーフレットなどにより本事業を紹介するよう依頼する。

（生活保護受給者等就労自立促進事業への移行に伴う業務）

第 9 条 就職等の支援方策を検討するため、安定所との連携による生活保護受給者等就労自立促進事業へ移行することが望ましいと考えられる生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領(平成 25 年 3 月 29 日付け職発 0329 第 21 号厚生労働省職業安定局長通知)6 に該当する相談者（以下「支援候補者」という。）については、生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領に従い支援候補者に対する説明や意向の確認を十分に行い福祉事務所総括コーディネーターと事前に相談・調整のうえ、要請書（別紙様式 3）、個人票 A（別紙様式 4）を作成することとする。

2 就労相談員は、生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添 1 による生活保護受給者等就労支援チーム(以下「就労支援チーム」)の構成員として、安定所担当者および就職支援ナビゲーターならびに福祉部門担当コーディネーターとともに、支援候補者に対し、安定所または福祉事務所において面接を実施することとする。

3 面接終了後、就労支援チームはケース会議を実施し、支援対象者に最も適した支援を実施することとする。

（就労支援）

第 10 条 就労相談員は、求人情報を収集し、その提供、求職の支援、公共職業安定所への同行、履歴書の書き方や面接の指導等、プログラム策定における目標の達成に必要な支援を行う。

（能力開発）

第 11 条 複数の相談者を対象に、就労するための能力開発が必要な場合は、就労相談員が研修を実施することができる。

（状況の把握）

第 12 条 就労相談員は、母子・父子自立支援員等と連携して、適宜、相談者の生活や子育て、就労等についての課題克服、自立・就労の状況等を確認し、子ども家庭支援センター長に報告する。

（支援の見直しと中止）

第 13 条 支援開始から 6 ヶ月を経過しても就業に至らない場合は、支援状況を確認し、

就業に至らなかった理由を明らかにするとともに、支援の継続について検討することができる。

- 2 前項の規定により支援を継続することとした場合は、プログラムを見直し、必要に応じて修正するものとする。また、支援の必要がないと判断した場合には支援を中止するものとする。
- 3 就労相談員は、再度相談者から相談があった場合には、継続して相談に応じることとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、相談者が対象者の要件に該当しなくなったときまたは就労意欲がなく相談者として適当と認められないと判断したときは、この限りではない。

(相談者管理台帳の整備)

第14条 就労相談員は相談者の管理台帳を整備する。

(関係記録の管理・秘密の保持)

第15条 就労相談員は、その職務において策定した関係記録を適正に管理・保存するとともに、相談者の秘密を保持しなければならない。

(付則)

本要綱は平成21年4月1日から適用する。

(付則)

本要綱は平成24年4月1日から適用する。

(付則)

本要綱は平成25年4月1日から適用する。

(付則)

本要綱は平成26年4月1日から適用する。

(付則)

本要綱は平成26年10月1日から適用する。

(付則)

本要綱は平成27年4月1日から適用する。

(付則)

本要綱は平成31年2月1日から適用する。

(付則)

本要綱は令和2年4月1日から適用する。

(付則)

本要綱は令和3年6月24日から適用する。

(付則)

本要綱は令和7年4月1日から適用する。